

◎岩手県手数料条例の一部を改正する条例（条例第39号）

- 1 租税特別措置法施行令の一部改正に伴い、特定の民間再開発事業認定申請手数料を廃止することとした。（別表第7関係）
- 2 児童福祉法施行令の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（別表第4関係）
- 3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎地域経済牽引事業の促進区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（条例第40号）

- 1 県税の課税免除の適用対象となる地域経済牽引事業のための施設の設置の期限を令和7年3月31日まで延長することとした。（第2条関係）
- 2 施行期日等
  - (1) この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用することとした。（附則第1項関係）
  - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）

◎特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（条例第41号）

- 1 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第2条関係）
- 2 施行期日等
  - (1) この条例は、公布の日から施行することとした。（附則第1項関係）
  - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）

◎岩手県県税条例の一部を改正する条例（条例第42号）

- 1 地方税法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第64条関係）
- 2 施行期日等
  - (1) この条例は、公布の日から施行することとした。（附則第1条関係）
  - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2条関係）

◎岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第43号）

- 1 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部改正に伴い、特例受給権者に係る収入の状況の届出期限の決定に関する事務を盛岡市が処理することとするとともに、併せて所要の整備をすることとした。（別表第2関係）
- 2 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例（条例第44号）

- 1 緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の有効期限を令和10年3月31日まで延期することとした。（附則第2項関係）
- 2 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例（条例第45号）

- 1 特定小型原動機付自転車運転者講習手数料を新たに徴収することとした。（別表第7関係）
- 2 その他所要の整備をすることとした。（別表第7関係）
- 3 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第46号）

- 1 道路交通法及び道路交通法施行令の一部改正に伴い、所要の整備することとした。（第2条関係）
- 2 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）